

支払調書・診療報酬合計書等から付表への転記

毎月の当座口振込通知書から転記することが原則だが、基金「支払調書」、国保「合計書」・「合計表（後期高齢者）」からの簡便な転記でもよい。

基金「支払調書」は2月25日頃、国保「合計書」・「合計表（後期高齢者医療）」は2月20日頃、12月診療分当座口振込通知書に同封で送付される。

【表面 記入上の留意点】(表5)

「社会保険診療報酬」欄

「①基金事務所から支払を受ける社会保険診療報酬」

㉗「一般社会保険 決定点数」……内本人分点数と内家族分点数を合算して記入する（表示点数には高齢受給者および公費併用分を含む）。

㉘「生活保護法 決定点数」……基金から毎月送付される当座口振込通知書（表1）の「12」生保算定額を点数化し、年間点数合計を記入する。

「②国民健康保険診療報酬」

㉙「小計 決定点数」……「合計書」と「合計書（後期高齢者医療）」各々の合計欄から「府内分点数+府外分点数-過誤点数」を合算して記入する。

㉚「①支払基金分」・「②国保連合会分」の合計点数を「社会保険診療報酬」欄「④計」に記入する。

㉛介護報酬がある場合は「介護給付費等支払明細書（合計書）」の「①介護報酬額」欄の「介護サービス費等」の合計金額を総診療収入に合せて計算する。

「自由診療の収入等」欄

㉜「一般の自由診療 収入金額」……自費診療の他、非指定医療機関の労災治療費、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入、介護保険主治医意見書作成料等の年間合計額を記入する。

㉝「⑤計 収入金額（E）」……「一般の自由診療」等の金額を合算し記入する。

㉞「雑収入」欄……貴金属品の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料、患者からの謝礼金等の合計金額を記入する。

表6 平成23年分 青色申告決算書(一般用) 損益計算書

科目		決算額	科目		決算額	科目		決算額
収入金額		① 45,607,880	消耗品費	⑰ 508,256	貸倒引当金		⑳ 〇	
売上原価	期首棚卸高	② 400,000	減価償却費	⑱ 1,735,915	計		㉑	
	仕入金額	③ 3,857,201	福利厚生費	⑲ 632,504	専従者給与	㉒	4,800,000	
	小計 ② + ③	④ 4,257,201	給料賃金	⑳ 4,126,100	貸倒引当金	㉓		
	期末棚卸高	⑤ 590,000	外注工賃	㉑	措置法差額	㉔	1,159,667	
	差引原価	⑥ 3,667,201	利子割引料	㉒ 670,496	計	㉕	5,959,667	
	差引金額	⑦ 41,940,679	地代家賃	㉓ 3,346,780	控除前所得	㉖	14,402,816	
経費	租税公課	⑧ 25,500	貸倒金	㉔	青色特別控除	㉗	100,000	
	荷造運賃	⑨	研究図書費	㉕ 205,590	所得金額	㉘	14,302,816	
	水道光熱費	⑩ 474,649	諸会費	㉖ 497,443				
	旅費交通費	⑪ 537,142	保険技工料	㉗ 2,653,810				
	通信費	⑫ 772,591	自費技工料	㉘ 1,693,680				
	広告宣伝費	⑬ 480,485	リース料	㉙ 560,325				
	接待交際費	⑭ 1,015,365	衛生管理費	㉚ 539,438				
	損害保険料	⑮ 80,810	雑費	㉛ 870,226				
	修繕費	⑯ 151,091	計	㉜ 21,578,196				
				差引金額	㉝	20,362,483		

固有経費の区分対応方式

<事例>

本事例での青色申告決算書は次のとおり(表6)。

社会保険診療収入	37,058,620円
自由診療の収入等	8,549,260円
収入合計	45,607,880円

必要経費合計(⑥+⑳)

第三種事業税	25,245,397円
外注技工料合計	4,347,490円
保険技工料	2,653,810円
自費技工料	1,693,680円
専従者給与	4,800,000円

表7 付表《医師及び歯科医師用》・裏面

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分
イ 一般経費分

$$\left(\begin{matrix} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑥+⑳)} \end{matrix} \right) 25,245,397 \text{円} - \begin{matrix} \text{自由診療分と社会保険} \\ \text{診療分に明確に区分} \\ \text{できる経費の総額} \end{matrix} \text{①} 4,372,990 \text{円} \times \begin{matrix} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の⑥又は⑦)} \end{matrix} 14.06\% + \begin{matrix} \text{左の②のうち自由診療} \\ \text{分に係る経費の} \\ \text{金額} \end{matrix} 1,719,180 \text{円} = \begin{matrix} \text{自由診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{matrix} \text{A} 4,653,840 \text{円}$$

(注) ②の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分
 (イ) 専従者給与

$$\begin{matrix} \text{専従者給与の金額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の㉒)} \end{matrix} 4,800,000 \text{円} \times \begin{matrix} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の⑥又は⑦)} \end{matrix} 14.06\% = \begin{matrix} \text{自由診療分の専従者} \\ \text{給与の金額} \end{matrix} \text{B} 674,880 \text{円}$$

(ロ) 一括評価による貸倒引当金繰入額

$$\begin{matrix} \text{12月31日現在の自由診療分} \\ \text{一括評価による貸倒引当金の合計額} \end{matrix} \text{円} \times \frac{55}{1,000} = \begin{matrix} \text{自由診療分の一括評価に} \\ \text{よる貸倒引当金繰入額} \end{matrix} \text{C} \text{円}$$

(ハ) 退職給与引当金勘定への繰入額

$$\begin{matrix} \text{退職給与引当金} \\ \text{勘定への繰入額} \end{matrix} \text{円} \times \begin{matrix} \text{自由診療割合} \\ \text{(表面の⑥又は⑦)} \end{matrix} \% = \begin{matrix} \text{自由診療分の退職給与} \\ \text{引当金勘定への繰入額} \end{matrix} \text{D} \text{円}$$

(注) 個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署(所得税担当)にお尋ねください。

(2) 保険診療分
イ 一般経費分

$$\begin{matrix} \text{原価及び経費の総額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の⑥+⑳)} \end{matrix} 25,245,397 \text{円} - \begin{matrix} \text{自由診療分の原価及び経費} \\ \text{の合計額(Aの金額)} \end{matrix} 4,653,840 \text{円} = \begin{matrix} \text{社会保険診療分の原価} \\ \text{及び経費の合計額} \end{matrix} \text{E} 20,591,557 \text{円}$$

ロ 特典経費分

$$\left\{ \begin{matrix} \text{専従者給与の金額} \\ \text{(決算書の「損益計算書」の㉒)} \end{matrix} 4,800,000 \text{円} - \text{Bの金額} 674,880 \text{円} \right\} + \left\{ \begin{matrix} \text{退職給与} \\ \text{引当金繰入額} \end{matrix} \text{円} - \text{Dの金額} \text{円} \right\} + \left\{ \begin{matrix} \text{一括評価による貸倒引当金} \\ \text{繰入額(決算書の「貸倒引} \\ \text{当金繰入額の計算」の④)} \end{matrix} \text{円} - \text{Cの金額} \text{円} \right\} - \left\{ \begin{matrix} \text{一括評価による貸倒} \\ \text{引当金繰戻額} \end{matrix} \text{円} - \begin{matrix} \text{自由診療分の一括評価} \\ \text{による貸倒引当金繰戻額} \end{matrix} \text{円} \right\} = \begin{matrix} \text{社会保険診療分の} \\ \text{特典経費の合計額} \end{matrix} \text{F} 4,125,120 \text{円}$$

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額
 右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた㉙率及び㉚加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

$$\begin{matrix} \text{社会保険診療報酬} \\ \text{(表面の㉙+㉚)} \end{matrix} 37,058,620 \text{円} \times \begin{matrix} \text{速算表の} \\ \text{㉙率} \end{matrix} 62\% + \begin{matrix} \text{速算表の} \\ \text{㉚加算額} \end{matrix} 2,900,000 \text{円} = \begin{matrix} \text{租税特別措置法第26条の} \\ \text{規定による必要経費の金額} \end{matrix} \text{G} 25,876,344 \text{円}$$

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

$$\begin{matrix} \text{租税特別措置法第26条の規定に} \\ \text{よる必要経費の金額(Gの金額)} \end{matrix} 25,876,344 \text{円} - \begin{matrix} \text{社会保険診療分の原価及び経費と} \\ \text{特典経費の合計額(E+Fの金額)} \end{matrix} 24,716,677 \text{円} = \begin{matrix} \text{差額} \\ \text{H} \end{matrix} 1,159,667 \text{円}$$

(注) Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額」欄の下の余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。併せて、申告書B第二表の「〇特別適用条文等」欄に「措置法第26条」と記入してください。この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法第26条の適用を受けた所得を除いたところで計算しますのでご注意ください(この計算に当たっては「記載要領」を読んでください)。

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	㉙率	㉚加算額
2,500万円以下	72%	—円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000円

「青色申告決算書付表《医師及び歯科医師用》」の記載方法 簡便法

表1 当座口振込通知書(支払基金)

月分	診療科目	診療等機関コード	当座口振込通知書	被 振 込 銀 行
4	3			店
診療報酬				口座番号
算定額	再審査等調整額	端数額	63296	診療報酬支払決定額
01	62	1107680	443072	1,157,748
12	2	44800	92570	95,774
42	2	2181	664608	1,061,974
82	1	1852		
86	2	1235		
特定健診・特定保健指導費				差引振込額
出産育児一時金等				1,061,974
当月初請求				1,061,974

表3 国保連合会「診療報酬合計表」・「合計表(後期高齢者医療)」

平成24年2月 日
大阪府国民健康保険団体連合会

平成23年分診療報酬合計書

診療月	府内分点数		府外分点数		過誤点数	
	府内分食事・生活療養費	府外分食事・生活療養費	府内分食事・生活療養費	府外分食事・生活療養費	過誤食事・生活療養費	過誤食事・生活療養費
合計	1167393	297912			-45951	
1月						
12月						

(参考) 乳幼児医療費協力手数料(12ヶ月分合計)

件数	協力手数料合計額	介護保険主治医意見書作成料(消費税等含む)	件数

注)上記※「医保本人」・「医保家族」等欄の内訳の点数・金額には、生活保護分は含まれていない。

表2 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(支払基金)

平成23年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

区分	細目	支払金額	源泉徴収税額
歯科		19,641,484	1,724,148
(摘要)内本人分	602,734点	5,424,606円	
内家族分	752,831点	5,269,817円	
内老人保健分	点	円	
内入院時食事療養費	円	円	整理番号()
支払者	住所(居所)又は所在地 大阪市北区鶴野町2番12号 氏名又は称 大阪府社会保険診療報酬支払基金 (電話)06-6375-2321		

平成24年2月 日
大阪府国民健康保険団体連合会

平成23年分診療報酬合計書(後期高齢者医療)

診療月	府内分点数		府外分点数		過誤点数	
	府内分食事・生活療養費	府外分食事・生活療養費	府内分食事・生活療養費	府外分食事・生活療養費	過誤食事・生活療養費	過誤食事・生活療養費
合計	792676	142998			-22056	
1月						
12月						

表4 介護給付費等支払明細書(国保連合会)

事業所別介護給付費等支払明細書(合計書)

平成23年分

事業所番号	①介護報酬額		②支払決定額		認定調査委託料(円)	原案作成料(円)
	介護サービス費等(円)	特定入所者介護サービス費等(円)	介護給付費(円)	特定入所者介護サービス費等(円)		
事業所名						
平成23年2月						
平成23年3月						
平成23年1月						
合計						

表5 平成23年青色申告決算書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》・表面

診療科目	歯科	住所	整理番号
			氏名 ○○○○
1. 収入金額の内訳			
社会保険診療報酬	① 一般社会保険	1,355,565	
	生活保護法	17,325	
	精神保健福祉法		
	小計	1,372,890	
	② 国民健康保険法	1,419,354	
高齢者医療確保法	913,618		
小計	2,332,972		
③ 介護報酬			
小計			
④ その他			
小計			
⑤ 計	3,705,862	37,058,620	
2. 自由診療割合の計算			
この計算は、租税特別措置法第26条の規定の適用に当たり、自由診療収入に係る所得計算を行う際に、自由診療と社会保険診療のいずれに係る経費であるか明らかでない経費を合理的に区分するために自由診療割合を算出するものです。			
自由診療割合は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法により算出してください。			
(1) 診療実日数による割合			
自由診療実日数(㉑)	(日)		
総診療実日数(㉒+㉑)	(日)		
自由診療割合 = (日) / (日) × 100 = %			
(2) 収入による割合			
自由診療収入(㉓)	(円)	8,549,260	
総診療収入(㉔+㉓+㉕)	(円)	45,607,880	
自由診療割合 = (円) / (円) × 100 × 調整率 = %			
調整率: 歯科: 75%			
自由診療割合 = 14.06%			
小数点以下第3位まで算出し、第3位を四捨五入			
自由診療の収入等			
一般の自由診療	件	日	8,549,260円
労働者災害補償保険診療			
公害健康被害補償診療			
自動車損害賠償責任保険診療			
高齢者医療確保法			
⑥ 計			8,549,260
(雑収入は下の欄に書きます。)			
雑収入			

歯科用貴金属片の売却収入や介護保険の認定調査委託料を記入